

ります。最後に御質問になりました、他人の力によつて快樂を得るということとが不正であるということを前提としてつくつたのかどうかといふお尋ねでありますけれども、本法は人たるに値する最小限度の條件を確保する、それ以下によつて使用することはいけないという趣旨において規定したのであります。

○荒畠委員 解釋は實はどちらでもよろしいのです。勞働力が單なる商品ではなくして、獨立の自由なる人格を認めて、その人たるに値する生活を確保するための勞働條件を法的に規定するといふことが、本法の根本目的であることは變りはないのであります。ですが、そういたしますと、この法律がはたして眞に勞働者が人たるに値する生活を營むだけの條件を確保できるかどうかといふことは、この法律の文句ではできないのであります。文句がどんなに立派に完全にできておりましても、これがほんとうに有效適切に運營されるのでなければ、その目的はおそらくは達せられません。これは必ずしもこの法律に限つたことではないであります。しかし、特に勞働力を單なる商品とみない。勞働者の獨立の人格を尊重して、人たるに値する人間らしい生活をし得るだけの勞働條件を確保するということは、これは日本のこういう領域における根本觀念の一つの革命であると私は思う。どんなに條章が完全にできておりましても、運營の點でもし書龍點を、完全に施行いたすための運用といふことが、最も重要なキーであると私は思ふ。

に止まる存続するのであります。そこでそういう意味で申しまして、本案の死活の問題であると申しても私は過言ではないと思ふのであります。これは第十一章の監督機關の規定が、本案の現在の情勢から申しましても、また今後的事情を豫想して考えますと、既に日本の資本主義といふものは、海外の植民地、海外市場を失つてしまつて、わずかに狭小なる、しかも資源に乏しい國內市場が残されているに過ぎない、そのわずかに残されたる資源に乏しい國內市場によつて、資本主義が立つていいこうとしますならば、從來搾取の對象でありました海外市場、海外植民地における利潤の搾取が、今後は内地において行われるようになる。從来としても内地で行われなかつたわけではありませんが、内地における資本主義的な利潤の搾取が強化する傾向が起るものではないかと私は考えるのであります。それでなければ日本の資本主義はとても立つてはゆかぬ。ですから、これは好むまぬにかゝわらず、また資本家の主觀の問題でなく、客觀的に見ればこういう社會的な形勢が今後起つてくることを避けることはできないと存ずるのであります。従つてまた労働の強化といふようなことも行われる。基準法の裏を潜る骨抜きにするというような運動も豫想されないことはない。そういう危険が多分に存すると私は思ふ。資本家に本法の遵守といふようなことを望むことは、本によつて魚を求むるようなものであつて、資本家の善良なる意思にまつて本法の適用が期待されるわけはありません。工場法の制定運動のために財産を薄盡し、半生を費したロバート・オレインを

日本の資本家に求めるることはまつたく夢に過ぎない。従つて本法の監督機關に対するよな企てを嚴重に取締るのでなければこの法案の精神はとうてい活かすことはできなかろうと私は思うのであります。ところで、この第十一章の監督機關を九十七條、九十八條、十九條、百條というふうに百五條まで規定を見て感じることは、あまりに官廳的な機構といふ感じがいたずのあります。こういう官廳的な機構は、こういう革新的な法の精神を活かす上にはどうもあまりに舊態依然たる感があるのであります。革新的な法の精神に副うような、もつと革新的な機構制度が必要なのではないか。労働基準監督官といふものははどういう人によつて構成されるかはわかりませんが、はたして労働條件の實情を知つてゐる人が選ばれるかどうか、また労働者大衆との接觸が十分な人が選ばれるかどうか、使用者に買收されるよな危険がありはしないか。往時の工場監督官といふものが、警察官のほとんど片手間の仕事であつたのが工場法をまつたく死文化してしまつた一つの大きな原因であつたと思うのであります。もし労働條件の事情も知らないし、労働者大衆との接觸もないし、たゞ單に官吏になつた、監督官に任命されたといふことだけの、いわゆる普通のお役人であつては、労働者と接觸するよりもむしろ資本家に接觸する機會が多く、労働者に買收されるおそれはありませんが、資本家に買收されるおそれは多々あると思う。かつては鎌山會社の鎌山

所長の大抵は、鏑山監督局長の古手がなつてないたといふのが實情であつたと同様ように、そういう資本家との因縁情實ができる危険がお役人であつては免れがたいのではないかと思ふ。そこでこの法律を嚴重に施行する上に、最も多くの利害を感じるのは、この法律の受益者である労働者自身であらうと思ふ。労働者は自分たちの労働で働いておるのでありますから、その条件のいいか悪いかによつて毎日直接の影響を受けておる人間であります。昨日でしたか一昨日でしたか厚生大臣は、労働基準監督官は特別の知識を有する人間でなくてはならないといふようだ。だれかの質問に對する御答辯がありましたが、そういう意味で労働基準監督官としての最善の知識をもつておる者は、工場に働いておる労働者が一番適格者だとも言えるのであります。でありますから、この監督機關を單なる今までの古いお役所ふうな機構ではなく、大いに民主的な制度といふし、またこの法の運用を效果あらしめるために、労働組合の代表者あるいは工場の労働者の代表、これに労働條件を監督した工場の實情を查察する権限を附與するというようなことが、私はこの法の活用運用の上に非常に效果をお考えになりますか。またはそういう政府に意思はないかどうか、この點を一つお伺いいたします。

役人の経験だけということではなく、おたがいに労働問題に対する熟意のある人あるいは労働問題に対する熟意のある人、しかも純真にして誘惑にあわない、そういう人選に大いに考慮を要することであらうと思います。この點につきましてはこのたびの監督機構の擴充については、われ／＼特に注意を拂つつもりでおる所であります。なお先ほど御意見の中の中に労働基準委員会といふものを設けまして、これによつて本法の施行並びに改正等について調査審議する機構を九十八條においておるのであります。

この法律を施行いたしました。

これはこの法律を施行いたしました。

また幾多の改正を要する點も出てく

るであります。また中にはやつてみたけれども、實は實情に合わない、

行き過ぎといふ點もありました。

また不足といふ點もありました。

いう點をたゞ官僚の人が氣づいて考

えるといふことではなく、そういう使

用者代表なり、労働者代表を交えた民

主的な機構によつてとりあげていく、そ

ういう法律の問題ばかりではなく、

實際の法律の施行が圓滑に行われてお

るか、無理がないか、あるいはまた徹底

究を願いまして、そつとして必要があれ

ば行政官廳に建言をするといふうな

方法をとつておるのであります。それ

から今後は組合がどん／＼發達してま

りますし、組合のあるところでは組

合の力自體においても是正ができる、監

督ができると思ひます、組合のない

ところもまだ／＼小さいところにはた

まわつておるわけでもありますまい

くさんございます。本法には特に百四

條において、監督機關に対する労働者

の申告の権限を與え、いつ何時でも、

もしこの法律に違反するような事實が

あるならば、それを行政官廳なり監督

官なりに申告をすることを許しておる

のであります。それを申告したからと

いつて、あいつはこういふことを言つ

たからすぐ首にするとか、あるいは左

邊するとかいうことのないように、身

分の保障まで與えておるのであります

。こういふような方法等を併せて

いくならば、監督はうまくやつていけ

るのではないかと考へておる次第であります。

○荒畠委員 この労働基準委員會であります

ますが、これまで單に諮詢に應じて

あるいは建議をするといふくらいであります

。私はこれでは大した力

があるものにはならぬと思うのであり

ます。たゞ意見を具申する。あるいは諮

問があつた場合にそれに答えるとい

うくらいのことです。これではどうもは

なはだ力が弱いと思うのであります。

この第二四條は、なるほど労働者が身

命令違反を監督官に申告する事がで

きます。こういふことになつておしま

す。これは特定工場の労働者に非常に

大きな権利が與えられているわけであ

りますが、申告することができるとい

うだけでなく、少くとも一定の工場内

で働いている労働者の代表、あるいは

その労働組合の代表者は、その工場内

の労働條件の規正といふことに對して

の體験のある人を、特に労働組合運動

監督査察するといふような機能が與え

られることが必要ぢやないかと思ふ。

つねに労働基準監督官がやつてきて見

るといふような方針をおもちでしょ

し、たゞ單に労働者が申告することが

できるだけでは、非常にその點で

○吉武政府委員 今ここで組合の指導

者であつた者を入れるかどうかといふ

點については、ちよつとお答えにく

いのでありますけれども、先ほど申し

ましたように、労働監督といふものは

が力が弱いぢやないか。もつと基準

監督官とまで行かなくとも、基準監督

官に準じたよろな、その工場内の事情

を監督査察する機能を與える。こい

う考えをここに實現できないものでし

ようか。

○吉武政府委員 そういう御意見も一

度あります。従いましてそういう熟意

があります。從いまして、このたびの監

督官に准じたよろな、その工場内の事

情を監督査察する機能を與える。こい

う考へておられます。

ましようし、またかわい組合がござい

ませんで、今後の情勢をいたしまし

合内においてそういうことは事實上密

議され、取上げられてゆくものであ

ります。

○荒畠委員 この労働基準監督官の

連絡なり、あるいは活動によつて、

今はいわゆる労働者あたりのお互い

は組合の指導者を入れるかどうかとい

うことは申し上げにくうございますけ

れども、御趣旨のように労働問題に對

する眞に熟意のある、経験のある者

は、どしどしう登用して行くつもりで

あります。

○荒畠委員 その次には適用事業の範

圍といふことが問題になるのであります

。家事使用人と言えば、女中などが

して、ただ一つお伺いしたいのです

が、八條の但書に「家事使用人につい

ては適用しない」ということがありますか。

○吉武政府委員 適用事業については

家事使用人は適用しておられません。こ

れはお話のありましたような女中を意

味しておるのではありませんが、今日の日

本の状況では、やはり家庭に住みまし

て、家庭人の一員として生活をしてお

るので、これを直ちに就業時間、何時

間、賃金いくらと申しましても、な

かなかむずかしいことでありますか

から申しますと、深夜業は禁止してお

る場合には、特に年少の藝者などの場

合には、六十以上の女子の深夜業禁止

とどういふような關係が起りますか。

またそういう藝者とかなんとかいふ

職業でない、眞面目な女中などに

ついても、日本の女中といふものは、ほ

とんど自分の時間がない。朝でも晝でも

も暗でも、夜中でも、命じられれば仕

事を行かなければならない。その點は政府の

言わされることまるで話が塗りのであ

ります。

○吉武政府委員 うか。

○吉武政府委員 今ここで組合の指導

者であつた者を入れるかどうかといふ

點については、ちよつとお答えにく

いのでありますけれども、先ほど申し

ましたように、労働監督といふものは

が力が弱いぢやないか。もつと基準

監督官とまで行かなくとも、基準監督

官に準じたよろな、その工場内の事

情を監督査察する機能を與える。こい

う考へておられます。

ましようし、またかわい組合がござい

ませんで、今後の情勢をいたしまし

合内においてそういうことは事實上密

議され、取上げられてゆくものであ

ります。

○吉武政府委員 うか。

○吉武政府委員 今ここで組合の指導

者であつた者を入れるかどうかといふ

點については、ちよつとお答えにく

いのでありますけれども、先ほど申し

ましたように、労働監督といふものは

が力が弱いぢやないか。もつと基準

監督官とまで行かなくとも、基準監督

官に準じたよろな、その工場内の事

情を監督査察する機能を與える。こい

う考へておられます。

ましようし、またかわい組合がござい

ませんで、今後の情勢をいたしまし

合内においてそういうことは事實上密

議され、取上げられてゆくものであ

ります。

○吉武政府委員 うか。

○吉武政府委員 今ここで組合の指導

者であつた者を入れるかどうかといふ

點については、ちよつとお答えにく

いのでありますけれども、先ほど申し

ましたように、労働監督といふものは

が力が弱いぢやないか。もつと基準

監督官とまで行かなくとも、基準監督

官に準じたよろな、その工場内の事

情を監督査察する機能を與える。こい

う考へておられます。

ましようし、またかわい組合がござい

ませんで、今後の情勢をいたしまし

合内においてそういうことは事實上密

議され、取上げられてゆくものであ

ります。

○吉武政府委員 うか。

○吉武政府委員 今ここで組合の指導

者であつた者を入れるかどうかといふ

點については、ちよつとお答えにく

いのでありますけれども、先ほど申し

ましたように、労働監督といふものは

が力が弱いぢやないか。もつと基準

監督官とまで行かなくとも、基準監督

官に準じたよろな、その工場内の事

情を監督査察する機能を與える。こい

う考へておられます。

ましようし、またかわい組合がござい

ませんで、今後の情勢をいたしまし

合内においてそういうことは事實上密

議され、取上げられてゆくものであ

ります。

○吉武政府委員 うか。

○吉武政府委員 今ここで組合の指導

者であつた者を入れるかどうかといふ

點については、ちよつとお答えにく

いのでありますけれども、先ほど申し

ましたように、労働監督といふものは

が力が弱いぢやないか。もつと基準

監督官とまで行かなくとも、基準監督

官に準じたよろな、その工場内の事

情を監督査察する機能を與える。こい

う考へておられます。

ましようし、またかわい組合がござい

ませんで、今後の情勢をいたしまし

合内においてそういうことは事實上密

議され、取上げられてゆくものであ

ります。

○吉武政府委員 うか。

○吉武政府委員 今ここで組合の指導

者であつた者を入れるかどうかといふ

點については、ちよつとお答えにく

いのでありますけれども、先ほど申し

ましたように、労働監督といふものは

が力が弱いぢやないか。もつと基準

監督官とまで行かなくとも、基準監督

官に準じたよろな、その工場内の事

情を監督査察する機能を與える。こい

う考へておられます。

ましようし、またかわい組合がござい

ませんで、今後の情勢をいたしまし

合内においてそういうことは事實上密

議され、取上げられてゆくものであ

ります。

○吉武政府委員 うか。

○吉武政府委員 今ここで組合の指導

者であつた者を入れるかどうかといふ

點については、ちよつとお答えにく

いのでありますけれども、先ほど申し

ましたように、労働監督といふものは

が力が弱いぢやないか。もつと基準

監督官とまで行かなくとも、基準監督

官に準じたよろな、その工場内の事

情を監督査察する機能を與える。こい

う考へておられます。

ましようし、またかわい組合がござい

ませんで、今後の情勢をいたしまし

合内においてそういうことは事實上密

議され、取上げられてゆくものであ

ります。

○吉武政府委員 うか。

○吉武政府委員 今ここで組合の指導

者であつた者を入れるかどうかといふ

點については、ちよつとお答えにく

いのでありますけれども、先ほど申し

ましたように、労働監督といふものは

が力が弱いぢやないか。もつと基準

監督官とまで行かなくとも、基準監督

官に準じたよろな、その工場内の事

情を監督査察する機能を與える。こい

う考へておられます。

ましようし、またかわい組合がござい</p

りませんか、しかし十八歳未満の者につきましては、これはやはり特に保護する必要がございますので、深夜業を認めないというような方針をとつておるのであります。

○荒畠委員 私は別に藝者に懲意ではありませんから、特に藝者の肩をもつ必要はないのです。ですが、實際問題として考へると、これは藝者の若い十八歳未満の深夜業を禁じたとしても、労働者なんかと違つて労働基準監督官に申告するというようなこともできますまいし、またそういうところに労働基準監督官が一々臨検査察するということもできますまいし、實際上こういうふうにいつつおつても、私はできなすまいし、いいのじやないかと思うのです。それから前貸金をどうするとか、前借金をどうするとか、契約労働をどうするとか、いうような保護の規定がありまます。が、藝者などには昔から養女の形式をとつて、そうして血を搾るといふような制度も行なわれているように聞いておりますし、こういふ點はたゞこう書いただけでは、これは労働者の場合と違つて、實際の問題として、しかもこういう法律によつてその人間らしさを保たれるべき保護を受けるべき対象でありながら、實際にはやはり放棄されてしまふ。そういうことになるのじやないかと思うのです。こういふ點はたゞこゝでは規定されただけに止まつて、この法律の恩恵を受けられないといふ實情が多いということになるのか、具體的な方針がおありでしようか。

○吉武政府委員 ただいまお話をありましたように、接客業につきましては、從前そういう封建的ないろいろな契約なり慣行がありまして、なか／＼

それから一擧にして改善されることはないづかしい問題だと思つております。しかしながら、むずかしいといつてこれを放置するわけにまいりません。やはりいわゆる人として生活ということを考え、また今後の女子の問題を考えます。本法につきましては、やはりその點を厳格にいま規定しておるわけであります。従つてこれを施行する際におきましては、相當困難が伴うと思ひます。これはいわゆる業者の方に對する教育なり、あるいは宣傳と申しますか、指導といふ點も強くやらなければならぬと思います。また監督の方法もむずかしいとは思いますが、やはりその方面に多少とも経験があると申しますか、熟意のある人をも登用いたしましていろいろやつていく途もありはしないかと思つております。困難な事情は考えられますが、こういう方面的封建的な取扱いにつきましては、できるだけ早い機會に改めたいきたいという考え方をもつておる次第であります。

エーミたしなものしかやれない、ところが、進駐軍がそういう命令を出して、もう、裏で警察が、まあそんなことは言うが、それでは實際やれないだらうから、黙認するからというのでやらせている。もしこんなことが行われれば、こういう規定などは百あつても何にもならぬ。私は政府委員が、これに萬全の努力をいたすといひたゞいまのお言葉を信じてやめますが、そういう取締りをいたす上に、その衝に當たる官吏が酒、女で殺されないように、一つ御注意を願いたいと思います。

次に賃金支拂の規定であります。これはたしか昨日土井君の質問だつたと思ひますが、二十四條の第二項の賃金を毎月一回以上一定の期日を定めて支拂うという命令では足りないから、少くとも二回以上ということにしたらどうかという質問でしたが、政府の御答辯では、やはりこれは一回ということの御答辯だつたと思ひます。またそれを繰返すよろな質問ですが、それは平時のことと、今日のように物價の高騰している際には、賃金の支拂期日というのはなるべく間を短くして、幾たびにも拂う方が、少くとも賃金と物價とのつり合がとれていくのじやないか。賃金を支拂われる期間が長ければ長いほど、受取つた賃金が物價に比して價值が減るという状態になるのであります。だから賃金をなるべく小刻みにもらつた方が少しでも多くのものが買える。同一の額で少しでも多くのものが買えるといふ實情にあると思ひます。

二回に賃金を拂われる、あるいは一週ごとに拂われる、あるいは月ごとに拂われる、その拂われる賃金といふものは、労働者が資本家に貸しておるのです。

労働者前貸をしておる、資本家の力が
借主なんです。ですからその前貸をし
ておりますのを拂われるのですあります
から、これはなるべくほんとうならば
賃金に利子をつけて拂うべきである思
います。それがほんとうだと思う。そ
ういう意味から申しましても週給——
毎週拂うといふことが、一番よい方法
である。が少くとも二回以上にする。
毎月一回以上というのではなくて、こ
れを二回以上に定めるということが、
私は最低の必要であるとこう考えます
が、そういうふうにこの點を改めては
どうか。その點を伺いたい。

○荒畑委員 恒久的な制度であるから、毎月一回以上としておくという理由は少しもない。恒久的な制度であつても、週給制にしても少しも差支えのないことはないと思いますが、これはそれだけにしておきます。

次に二十六條の「使用者の責に歸すべき事由による休業の場合においては」云々、これは本會議のときにも質問された方があるようですが、使用者の責に歸すべき事由ということですが、明白でないこともむずいぶん多かるうと思います。労働者の責にも歸せられないが、しかし使用者の責にも歸せられない。しかも休業するといふような場合がすいぶんあるのじやないか。今後ます／＼多くなるのじやないかと思ひます。そういう場合には一體どうなるのか。たとえば資材がないとか、原料がないとか、電休だとか、石炭がないとかいうようなことで休まなくちゃならない場合もありましようが、これは必ずしも使用者の責にばかりも歸せれない事由と言わなければならぬ。

あるいはむしろ政府の責に歸すべき事由であるのかも知れない。ですからこれはやはり労働者の責に歸すべきでない事由による休業の場合においてはとうふうに、そういう意見もたしか本會議で出ましたが、そういうふうに修正する方が私は最も公正ではないかと思つておるわけであります。

思うのですが、その點いかがでしょ

○河合國務大臣 今お話を通りに、労働者の生活の方の状態から言いますと、労働者の責に歸すべき事由にあらざる事由をもつてとうふうにした方がいい、と思ひますけれども、と言つて使用者の責に歸すべき事由にあらざるものに對して、使用者に負擔をやらせるということも、ちょっとどうかと思うのです。そこが非常に悩みのあるところです。これは一つのコンベン・セイションの考え方からきておると思いますから、やはり事業者對労働者というこの問題の解決には、この線よりほかには仕方がない。そのほかの問題になりますと、今御指摘になるよう國家の責と言える事由もありましょうし、國家の責と言えぬような事由もあります。天然自然の責に歸すべき事由もありましようが、そういう場合は、一般國民は憲法二十五條により生活の保護その他を受くべきという線へ戻つて、一視同仁的に國家がそれに対處していくといふ建前へ戻らざるを得ないのではないか。今御指摘のように一つの缺陷を呈することは私も同感であります。が、この法律における事業者の責任としては、これより進むのはどうか、というふうに考えておる次第であります。

の問題であります。ところが労働者と世間と密接な關係を持つてゐる労働者を保護すると同時に、世間も保護する。労働者を保護しないために、世間も存外迷惑をこうむるというような性質の事業があると思います。たとえば鐵道などの運輸事業、これはたゞ労働者だけ保護すればいい」というのでなく、その運輸事業に從事してゐる労働者の扱う公衆の生命、健康といふようなものも、同時に保護しなければならぬ。ところがそういう規定がこゝに一つもないのです。たとえば労働者の技術が非常に不熟練である。あるいは施設や裝置に非常な缺陷があるといふと、そのために社會が大きな危害をこうむるという問題が、當然に起つてくると思うのであります。こゝで私が申したいのは、せんだつて起りました八高線の鐵道事故の問題であります。あれは國鐵始まつて以來の大惨事だと言われています。一千人も犠牲者が出来た。浦和の検事局が檢證した結果機関手の佐野一治といふ人が技術が未熟で、それが原因でこういう事故が起つたという斷定が下されたそうであります。が、この技術未熟が原因となつてこういう事故を起した當の責任者の機關手の佐野一治といふ人はどうなりましたか。たとえば刑事責任を負ふことになりましたかどうですか。運輸當局のお答えを聽きたい。

して、運輸當局といたしましては非常に恐縮をいたしておる次第であります。御承知のようにあの線路の状態は非常に條件の悪い所なんで、私ども苦干鐵道ということについては経験をもつておるのでありまするが、最悪のか一ヶ、最悪の勾配になつておるのであります。現場の實情はそうであります。しかししながら、いろいろの調査をやりました結果は、かつて聲明をいたしておられますように、三倍から超過負員を乗せまして、加うるにその乗客の方々が多量の荷物をもつておりました。それにスピードも、御指摘になりましたように速度計などの不完備なせいもあつたのであります。その主たる原因は車の重心を失つた、車がもしも鐵鐵車でありましたならば、あゝした大きな被害にも及ばずには済んだことであつたのですが、ちょうど客車の不足のために木製車を使用しておりました關係上、それに加うるに申し上げましたような三倍からの定員過剰人員が非常な荷物をもつておつたそれに速度が加わりましたために客車の重心を失つたというような、いろいろの悪い條件が四つも五つも加わつておつたようなことになつておりますので、責任があの機関手に屬するかどうかといふことにつきましても、當局といたしましても、いろいろ調査をいたしました。それでの後技術試験をやつておるのであります。それが、その結果によりますると、あの運轉手の成績はあまりいゝ方ではなかつたそぢであります。まあ中位としあることであつたのであります。それか

ら機関助手の成績は良好な成績をもつております。もう一人ついておるところの助手の成績も、これも成績をもつておる。こういう結果を生じております。つきましては、その責任の所在につきましては、今司法當局でも調査しておるのであります。私の方でもどういうふうにするかということをまだ決定はいたしておりません、さよう御承知を願います。

○荒畠委員 まだ決定しておらないというならば断言は差控えますが、こういう場合にはいつも機関手とかあるいは運転手とかその責任を問われる、刑事の責任を問われるというのが過去多くの例であります。現に浦和検事局では機関手の技術未熟がこの事故の最大の原因だ、こう唱つておるという新聞記事もあつたくらいであります。今も逢澤政府委員のお話のごとく、佐野といふ機関手はわずか二十才餘りの青年で、就職後わずか六箇月にしかならぬとか、當日初めて運転に當つたといふような新聞記事がある。それからまた機関車が久しく修理のために入庫していく、當日初めて出動した。エアーブレーキの壓力針がなかつたとか、あるいは乗客がすし詰めで、積載重量を遙かに超過していた。そりいふような原因もあつたであります。まだアメリカ進駐軍の第八軍鐵道局からは、この事故の原因は列車のエアーブレーキがなかつたことによるという発表もあつたようであります。まだはたして責任の所在がどこにあるかといふことがはつきり確定されておらないといふことであります。私はこの責任の所在が佐野機関手になかつたというこ

とだけは明らかであるうと思う。鐵道線路が磨滅しておるといふことでも、これは明らかであります。何も八高線に限つたことではない。青森から下関まで、日本の鐵道の幹線のうち危險な箇所が六十四箇所もあるという話を伺つておる。またレールだけでも今年中に取替えを要するものが二萬トンあるのであるが、そのうちで新品はわずかに三千八百トンに過ぎない。そういう事実もあるという話であります。それだけでも鐵道の線路の磨滅破損といふものが鐵道事故の多くの主因をなしておるということは明白です。もし強いて個人的な責任を掘り出しまするならば、當人が技術が未熟であつたといふことでありましょうが、しかし技術の未熟ということは、はたして佐藤機關手に責任を轉嫁する理由となるのであります。當人が技術が未熟であつたといふことは、當人が技術の未熟を隠して、いかにも技術が優秀であるかのごとくに偽つてこの運轉に當つたわけではありますまい。その十分な検査を行わないで、そんなわざか就職して六箇月ばかりの技術未熟な人間に運轉をさした。しかも非常に危險な箇所に運轉をさした。その機關車には當然備えていなければならぬ装置も備わつていなかつたといふようなことは、これは當人の個人の責任ではなくして、まったく鐵道當局の責任であると思う。従つて私はその責任がどこにあるにせよ、當日の機關手、技術未熟な佐野一治君にその責任がなかつといふことだけは明らかであ

るうと思う。ところがこういう場合に
はいつも機関手が責任のやり玉に上げ
られるのが常であります。電車の運転
手が誤つて人をひいても、線路をちよ
ちよろ歩いたり、線路をむやみに横
切つたりするのが悪いのでありますけ
れども、やはり運転手が刑事責任を問
われるというのが普通であります。
私はその危害の防止ということを、こ
の安全及び衛生というものに對して
は、特に運輸労働者ということになる
でありますようが、労働者のそういう
ろしいのであります、十分にこうい
う場合の刑事責任といふものに對して
は、特に運輸労働者といふことになる
でありますようが、労働者のそういう
刑事责任などに對して保護するような
規定がどこかに設けられることは望ま
しいし、設けることが必要ではないか
と思うのであります、この點運輸當
局及び厚生省のお考えはいかがであり
ましょよか。

つきましては、進駐軍關係でエア・ブレッシャーがあつたとかなかつたとかいうことがござりますが、これも技術的に調査いたしました結果、そういうことは何らかの思ひ違いがあるは誤解か、制動器の機構にも、あるいは車輛自體にも非常にたくさん乗客が乗つておりましたために、多少スブリングがセツトしておらずして、普通の状態より悪い状態になつております。これは車輛自體にも非常にたくさんの乗客が乗つておりましたために、多少スブリングがセツトしておらずには判定しがねるような状態であります。大體現場は千分の二千ミリの下り勾配のところに三百五十メートルのか一ヶ、先ほど政府委員から御説明のありましたが、特に缺點があるといふうには判定しません。これは佐野機関手としてござります。これは佐野機関手も十分承知しておりますわけであります。そのところを大體推定いたしました速度が、これは計算上からも出ますし、また實驗的にもいろいろ立證されておるのであります。いろいろ悪い條件が競合すると考えまして、推定いたしました速度、當時の速度というものは大體八十キロを超えるくらいの速度である。制限速度から比べますと二十五キロか三十五キロ近くオーバーしておつたということが、はつきり技術的に推定されております。大體カーヴの速度制限の個所といふものは、制限速度の倍の速度を出さなければひっくり返らない、ということが、は常識になつております。従つて五十五キロ制限があれば、百キロ以上の速度を出さなければ轉覆しない。それは遠心力によつて線路の外側に轉覆防止のために勾配がついておるのであります。これを飛

び越して轉覆するためには倍ぐらいの速度にならなければならぬということになるのです。これは普通の状態で考えるわけでありまして、現在旅客が定員の三倍も乗つてゐる。そのときにおいてはおそらく一車に四百人近くも乗つておつたのぢやないかと推定されるのであります。しかも買出しの客が多く、荷物もうんと載つておる。従つて列車の重量というものは相當多くなつておる。また立つてゐる客が非常に多いとの、棚に芋その他の重量品が載つておりましたために、客車全體の重心が著しく高くなつておつた。大體機関車の重心は軌條上一・五〇メートル、客車で一・二〇メートルぐらいが普通でございますが、當時の推定の客車の高さは、おそらく一・七〇メートルくらいになつておつたのぢやないかと思ひます。また佐野機関手の技倅未熟の點から、二百五十メートルの下り勾配で急制動をかけたためのショックそれからまた、先ほど申し上げましたように、客車のバネがセットしておりました關係、その他非常に悪い條件が競合することを考えて、今の下り勾配の速度を推定いたしますと、大體八十キロ以上ということになります。いずれにいたしましても、制限速度から五十キロ近くもオーバーしているという點から、下り勾配で、その機関手を調べましたところから申しましても、制動の方法その他に難點がありまする點から、機関手の未熟だということについては異論がないところであります。たゞ、こういう未熟な機関手を使つた當局に責任があるのでないかということになりますと、まさに仰せの通りであります、この點

は、そういう未熟の機関手を使いまして、たる者に對する責任といふものは當然あります。どうかと考へておられます。これに對する處分その他につきましても考慮されてゐる次第であります。ただ一般的に御承知願つておきたいのは、現在全國に約二萬人の機関手がおりますが、この中約一萬人といふものは二十四歳未満の機関手であります。戦争中に鐵道がどれほど大きな負擔をかけさせられたか。これは戦争をしたのだからそれときの運輸當局が悪かつたのだと言つてしまえばそれまでであります。國鐵もその犠牲者の一人です。好んで十九や二十の機関手を使はうわけではない。二十一になると全部兵隊にとられてしまふ。おかげで荷物を送らなければならぬ。人も送らなければならぬ。あらゆる無理を敢行された結果がござる、三十くらいのを使えと言つたところでどこから取つてくるか、現在の機関手を何とかして再教育をし、この技術を優秀なものにし、設備もよいものにし、また輸送力も殖やす、何とかすべての無理、まずい點を拂拭して、一日も早く皆さんのが満足できるような立派な鐵道にしたいということで、運輸當局はやつておるつもりでござりますが、現状は今申しませんが、非常に戰争中の無理が今露呈され、事故のごときもはなはだ恥かしい次第であります。が、一時の十倍くらいになつておる。これは全部お前たちが悪いのではない。あらゆるもののが戦争の結果荒

廢し、ひどい状態になつておる。これを回復するためには、あらゆる努力をしておる、こういう點の御諒解を願いたいと思います。従いまして、「機関手の再教育」と思つます。従いまして、「機関手の再教育」その他の仰せのように至りますが、機関手が努力して何とかうまくやつてしまひましたと見ておるかといふ點もお考えになつていただきたいと思つます。しかし現在どちらほど戦争のために荒廢されて、鐵道責任だと當局は責任を回避する意図は毛頭ないのであります。しかし現在ど手の再教育、その他仰せのように至りますが、恥かしい話でありますけれども、現在ほとんど全部の機関車にスピードード・メーターがついていなかつたのであります。しかし機関手は多年の経験によりまして大體五キロや十キロの速度の違ひはあるかもしませんが、五十キロの制限速度のとき、九十キロも百キロも出すようなまぬけた機関手はそうたくさんないといふことは常識でもわからります。そういうような状態の機関手を使わなければならぬというところにもいろいろ理由があると思いますが、しかしその點につきましては運輸當局としては責任を負うべきものだと私は考えております。こういうようなわけでもございまして、労働者の保護の規定でございまして、勞働者の保護の規定に、一般公衆に非常に大きな利害關係がありまつた基準法に、そういう意味の何らかの規定を附け加えられることござります。従いまして非常な努力をしておりますが、また再教育その他のことをつきましても、今後もあらゆる努力を傾注していくつもりでございますが、

八條、第二十九條、第三十條に、また技能者として第七十條に漢として命令でこれを定むるありますが、私はもつと深く研究した職業の種別の分析によるところがあつて欲しいと思ひます。すなわち長年の経験者、技術者、技術優秀者、危險性のある職業、晝夜勤務者、鐵道從業員、警察官たる学識ある者、勤勉にして優秀な成績をあげ得る者等によりまして、賃金の高低を定むるようになつていますかどうか伺いたい。

〔委員長退席、椎熊委員長代理著席〕

年齢や家庭の事情によつて定められるのは感心いたしません。なぜかと申しますと、これは進歩性がないからであります。この賃金の評價のことをお伺いたしました。

○寺本政府委員 勞働賃金評價の基準はどこにあるか、というお尋ねであつたと思います。なお職業別にその職業の種類、危険度、労働時間の長さといふ意見であります。この法律といたしましては、最低賃金を定めます場合には、一定の事業または職業に從事する労働者について、最低賃金をきめるということを規定しております。その際職業をいかなる程度に分類するかといふことは、賃金委員會において詳細討議の上決定することにいたしております。

○野村委員 この賃金委員會でもつて、労働者につきましてほんとうのこと

とがおわかりでございまじよろか。○吉武政府委員 賃金委員會につきましては、その業態に經驗のあるような労働者側の代表なり、あるいは使用者側の代表なりを交えてやりますから、大體わかります。また必要があるれば専門家を呼んで意見を聽くこともありますし、それは十分検討をするつもりであります。

○野村委員 それがわかれれば結構でございます。次は子持ち婦人の勤労でございますが、夫が未だ海外から引揚げないでいる婦人、また夫に戦死された方、戰禍で夫をなくしました方、こういう未亡人が子供を抱えて生活と闘つておる人がたくさんございます。

○野村委員 そこで、私は子持ちの方には未亡人でない方もたくさんおられます。この子持ちの勤務者に安心して勤務ができるよくな託児所を、学校においては學校衛生部のような所で預かるようにしてやれば、母親は安心して勤めに出られると思ひます。たゞいま

まして御説明申しあげます。學校を出ただけの若い教師では、初等科の教育にはまことに不適任者が多いのですが、實際の勞働關係に對するわれくの指導といたしましては、そういうものにはできるだけ託児所をつくるよう指導して行きたく思つておりま

○野村委員 今子持ちの女教員の方が大變に苦しんでおるのでございます。お子さんを他人の家に預けてまいりま

すと、御自分のお子さんがとても悪い方に感染するのでござります。そしてお子さんを書間は他人の家に預けて、夜また連れて來たり、また忙しいときは、よその家に預けっぱなしに

から、女教員はどうしても二十五歳以上の方を初等科の教師として擔任させたいと思います。それで、年取つた方よりも、殊に何と申しますか未熟なのであります。それ

て、別な機會に答辭をいたどきます。○野村委員 結構でございます。○河合國務大臣 工場の女子労働者の託児の施設につきましては、これは全

くに住宅の必要を感じます。さのよう

に置いてありますから、そういうところに女教員の子供を預からして勤務させるようにしたらどうかと思うのであります。これは文部省の方になります。されば専門家を呼んで意見を聽くこともできますし、それは内においても、その施設がだんづ進行しております。もちろん十分ではありませんが託児所としましては相當の設備ができておると考えております。住宅の問題は、これは女子の子持點は國民全體に対する住宅不足の問題としてではなくた心痛しておるところであります。御承知のよくな事情で、まだ十分その點はいつておりません。そこで、私は子持ちの方には未亡人でない方もたくさんおられます。この子持ちの勤務者に安心して勤めに出られると思ひます。そこでこの若い女教員の方は、教育者としての實をあげることに、年取つた方よりも、殊に何と申しますか未熟なのであります。それ

て、別な機會に答辭をいたどきます。○野村委員 本法では十五歳未満の者は勤かしてはならないといふことを原則としてとつております。先ほどから御議論がありましたが、たゞ商業とか農業のような、そういう方面で、ごく輕微なものには、例外として十五歳以下の十二の者も使えますが、しか

してその場合はやはり就學を妨げないことをして、しかも就學時間を持めて七時間でありますからこれは差支えなからうかと思います。お尋ねの點はおそらく十五歳以上で、いわゆる教育の便宜が得られるようにもうお尋ねだと思います。これはぜひそういう子持ちは、これでは女教員の家庭が非常に淋しい家庭にもなりますし、教員の方のお子さんを、しつかり預かるよ

うな方法をとつていただきたいと思ひます。これはぜひそういう子持ちは、これでは女教員の家庭が非常に淋しい家庭にもなりますし、教員の方のお子さんを、しつかり預かるよ

うな方法をとつていただきたいと思ひます。○野村委員 そうしますと年とつた

と、どうしても子持ちが多いのでござります。それで家庭にはいつて子持ちになりましたと、大概の人は學校をやめてしまします。そうしますと年とつた

るようとするといふわけには行かない
のでございましょうか。

○吉武政府委員 でございますから、
晝間働く者につきましては夜學に行く
便宜がござりますし、また夜働く者は

○野村委員　工場あたりで青年學業と
書間行くことができるかと思しますけれども、しかし十五歳から十八歳まで
はやはり深夜業を禁止しておりますから、大體は晝間働いて夕方から夜学に
行つて中等科卒えるような方法立てる事になるかと思います。

いうものがございます。この青年学校はこんどこの中等科の方に變るのでございましょうか。文部省のなんでござ

○吉武政府委員 これは文部省の方の
關係でございまして、私よく存じませ
いますが……。

んが、青年學校は新しく何か切替がで
きまして、何か新制高等學校とがい
う

すから、その方でやれるようになります。されど、文部省の方に属しますので、御質問の點は専徳

まして、また後の機会にお答えいたす
ようにいたします。

場の方では学校のようなものは習うことはできないのでございますが。この法律で行くと。

○吉武政府委員 その點が今の文部省の方に屬しますので、ちょっとわかりかねます。

○椎熊委員長代理 野村君、ただいま當局の方から文部省の關係を呼びにやつておりますから文部省關係はその時

にして、いただいて、他の問題に移つて
いただきとうございます。

でございます。男女青年が両親の手を離れて、工場で働きながら勉強するという場合、たゞ形式的の學問だけではなく、父としての嚴格な愛情をもつた指導者、母として温かい優しい愛情をもつた養母のような方、こういう方の御指導によりまして将来を明るい希望に導く方法こそ日本再建のもと考えます。この基準法にあります宿舎の條項は大變に立派な條項でござりますが、これをこの通り實現させていただきたいことを切に望みます。

○椎熊委員長代理 鍾木政府委員に申上げます。ただいま文部省關係の質問が野村君からありましてそれは働きつつ勉強させることとは大變いいことだが今のよくなこの法律では働きながら勉強する時間がなくなつてしまひやないか、ということが一つ。第二點は工場内にあつた青年學校といふものが、この規定の實施によつてどういうふうに變つてゆくのか、そういう點についてお答えを願います。

○効木政府委員 昨日もちよつとこひで申上げましたが、青年學校の、いわゆる義務教育を卒えまして満十五歳を越えたあと、勤務青年の教育の問題でござりますが、これにつきましては昨日も申上げましたが、刷新委員會におきまして相當論議されまして、その働きつゝ学びます場合におきまして、その教育を一定の期間、十八歳までぐらゐを義務にいたしますか。もしくはその一定の時間をその教育を受けますことに對して、その使用主に對しまして義務を課せるか。この二つの方法において論議せられたのでござりますが、刷新委員會といたしましては一應十八歳まで、一定の時間を義務にしたらど

うかといふうに一應意見が纏つたのでございます。これにつきまして文部省といたしましては、大衆青年の教育について、直ちに今回これを義務制でござります。これをおきましては、大衆青年の教育を九年に延長すること自體が、國家の現状におきまして非常に困難な状況でござりますので、これを一遍に十八歳までとするということは、非常に困難であるという考え方が一つ。また今までの青年学校の教育は、一面軍事教練等と関連いたしまして、ある程度義務制にいたしましたのは、一つの強制であつて、眞に立派な大衆青年に魅力ある教育内容でなかつた。だからほんとうに大衆青年をひきつけるためには、この教育内容をほんとうに立派なものにしていかなければならぬ。しかる後に義務制なり、いろいろな、使用者に義務を課そうとかいうことを考えなければならぬといふので、新制の高等學校におきましては、夜間のみ、もしくは一年をいわゆる定時制の高等學校と、いふものを置くことも認めまして、従つて施設の向上等におきまして、そりいつたような高等學校を設け得ることにいたしまして、その高等學校の教育内容は正規の高等學校と、勿論その職場々々によつていろいろな異つた教育をいたしますけれども、その程度におきましては、大體同じことを教えまして、その高等學校を出ました場合におきましては、定時制でありましょが、夜間制でありますから、やはり新制の大學生に対する入学資格を認めていこう。そうすると、とによつて働きつゝやはり上の學級にまで進むことのできる希望をもたせていこう。そういうふうに實質的にます

○野村委員 今の御答辯大變に私嬉しいと感じます。このことを自分の知つておる、範圍内において、工場に勤めておる青年男女にお話いたしまして、将来明るい希望で働くようにしたいと存じます。大變これはいいことでござります。今の青年男女は大變にこれをみんな望んでおつたのでござりますけれども、こういう向學の機會がなかつたものでござりますから、休みとなると映畫館にいつたりなどして、方々遊んで隠遊してしまうのが多いのでございます。

最後に私は自分の愚見をちよつと述べさせていただきまして、この質問を終ります。この法律は大變結構なよい法律案で、どうしてもこれは必要な法律でございます。規則だからしかたがなない、守らなくてはならないというのが法の精神ではないと私は思います。法律のあるなしにかわらず、これだけのこととは道徳上やならなくてはならないと、自發的に實行していくよう監督官廳のよき指導を望みまして、私の質問を終ります。

○維熊委員長代理 小川半次君

○小川(半)委員 私は本委員會に中途から参加いたしましたので、從つてさきに御質問されたことと重複する場合があると存じますが御諒承願いたいと存じます。

私は本法律案を検討いたしまして、これに關連する二三の點を質し厚生當局の意見を求めるたいと思うものであります。大體におきまして本法律案は

イギリスの工場法、アメリカの公正燃費標準法と比較、對照いたしまして、決して見劣りのする法律案でないことをまず率直に認めるものであります。しかしながらおよそ法律というものは、いづれの法律を問わず、きわめて抽象的なものであるのであります。これを活かすも殺すも、その法律を運用する國民によつて決定されるのであります。いかに完全な法律であつまつても、これを運用する國民の熱意と努力がなかつたならば、決してよき効果をあげ得ないのであります。また比較的的平凡であり、内容において無味乾燥な法律であります。しかるに、この法律を運用する國民の理解によつて、よき効果をもたらすものであることを冒頭に申し上げておきたいと思うのであります。しかば、現在のわが國內の衆情勢は、この法律を有効適切に運用し得る状態にあるかと申しますと、必ずしもそうではなく、きわめて不安定な、かつ不自然なる状態におかれていると思うのであります。もちろんわが國の勤労大衆は、わが國においてこうした勞働基準法のごとき法律の制定を久しく懇望しています。もちろんわが國の勤労大衆は、この法律の制定によつて、現在の立場より以上、働く者にとりて好條件になることについでは、勤労大衆のだれもが満足し、好感をもつことは事實であります。しかしながらこの法律によつて強制勞働が禁止され、中間搾取が排除され、最低賃金が確保され、その他人たるに値する生活を営むための必要な諸條件が明示されたところで、それが現在の惡性インフレの實生活に對處するには何ら効果なきものであり、かつ保障されるものでないことを勤労大衆はよく知つて

おるのであります。労働條件の原則であり、新時代の脚光を浴びて生まれたる勞動大衆はあまりにも疲れ過ぎておられ、去勢されておるのであります。今日勤勞大衆の聲なき聲は、この法律によりも勤勞所得稅の撤廃こそ切實なる問題として望んでおると思ふものであります。本委員會におきましても石田委員が申されましたごとく、目下のわが國情はアメリカ、イギリス、その他諸外國と比較いたしまして、經濟的な面におきましても、社會施設や文化施設の點におきましても、はなはだしく大差のあることは論ずるまでもないところであります。アメリカ、イギリスその他の諸外國におきましては、社會組織自體が勤勞大衆に對する保護的な體制となつておるのであります。勤労者を就業させる建築物及びその附屬施設、保健衛生の施設が完備されておりまして、労働者もその家族も不安のない生活ができるのであります。本法律案第四十三條には、使用者は労働者を就業させる建築物及びその附屬施設についての必要な處置を規定されますが、終戦後半うじて業務を営んでおる中小工業者は、はたしてこれらの設備ができるかどうか。もちろんわが國の大工場におきましては、從來からの比較的これらの施設は完備されてきたのであります。が、中小工業にはほとんど完全なる施設ができていません。

のであります。もちろん大資本大企業の壓力下に置かれたわが國の中小工業者には、今までそうした施設を完備する實力がなかつたと申してもよいのであります。財閥が解體され、大工場は賠償の對象となりたる以上、今後のわが國の産業は中小工業に依存しなければならないであります。が今日の中工業者は必ずしも經營がゆたかであるとは申されないと想うのであります。それらの業者が今直ちに本法律に適する諸設備ができるかどうか。またその資材について農林省、商工省等との連絡がついておるかどうか承りたいと存じます。

なお勤労所得稅についても、厚生省は勤労者の親として、その撤廢を大藏省當局に要請すべきものと思ひますが、今までその交渉をされた事實があるが。また今後これについての厚生省當局の御見解を承りたいと思います。

○吉武政府委員　たゞいま小川委員の御質問中の第一點、法律はいくら完備いたしましても、その法律を施行する上において、國民の熱意と協力を得なければだめだというお説につきましては、まったく同感であります。われくこの法律を施行する上におきまして、も、十分國民の間に趣旨の徹底をかりまして、眞に國民のこれに對する御協力を要望する考え方であります。

第二の點は、今日の日本の客觀情勢下においては、この法律に感られた各種の勞働條件に關する問題よりも、惡性インフレに悩む生活難に因つていいじやないかといふ點につきまして、も、まったく同感であります。こうい

う敗戦後の状況でございまして、一擧にこの状況が改善されることはむずかしいと思いますが、だん／＼と産業の復興によりまして、これらの點が一も早く是正されることを、われくも熱望しております次第であります。

なお第三の點といたしまして、諸外国においては各種の社会施設、あるいは社会保険の制度がありますが、わが国に未だその制度のないという御意見につきまして、同意でございまして、これまた日本の国情が漸時改善されるに従いまして、これらの社会施設が速やかに完備されんことを、われわれも待望してやまぬ次第であります。

次に中小工業者に對してこの法律との關係についての御憂慮であります。が、この法律はお詫のごとく、從前の労働保護法に比べますれば、確かに數段の進歩的な色彩をもつておりますので、從來の中小工業者にとりましては、多少これのために困難を來す場合があるかもと思ひまするが、しかし從前のごとく、労働條件の低い、低賃金、低條件下において成り立つ産業といふものは、やはりほんとうの産業の基礎をなすものではございません。特に敗戦後の今日におきましては、新らしい確乎たる基盤のもとに、この産業が再建されなければならぬと思うのであります。そのためには労働者が安んじて、喜んで生産意欲に燃えるといふ基盤の上に、再建されることが望ましいと思います。従いましてこの施行の當初におきましては、多少の苦しさはあるかと思いますが、この苦しさを越えて、眞に安定した勤勞意欲のもとに、一日も早く産業の再建されんこ

るにかゝわらず、深刻なる失業問題の
襲い来ることは必然であります。現在
働いている者の間にも、いつ失業者
として路頭に迷わねばならないかもし
れないといふ不安感があるのですありま
す。失業者の氾濫は一面犯罪発生の起
因となり、あるいは道徳の頽廢となつ
て、いたずらに社會不安を惹起するの
みでなく、ひいては産業の再建にも多
大の支障を來すこととなるのであります
して、この失業者救済に對する施策こ
そ刻下の緊要なる要務と言わねばなり
ません。もちろん失業者の救済は授職
救済をもつてその第一義となすもので
あります。が、現下の經濟界の事情が危
大な軍需補償の打切、これを中心とし
ての企業の一大整理を行わねばならぬ
現段階において、その急急的な效果を
期待することは困難と思わねばならぬ
のであります。こゝにおいて當面の失
業者對策として、次善の施策を國家の
責任において考究することが迫られて
おるのであります。その最も適切と認
められるものとして失業保險制度の創
設が必要と思うのであります。勤労者
階級に一番安心感と希望をもたらすも
のは失業保險制度であるのであります
。そうした以上、勞働基準法と並行
してこれを實施すべきことが當然であ
り、またわれわれもこれに向つて努力
をしなければならぬという覺悟を有して
おるのであります。が、厚生當局にお
けるところの、これに對しての御見解
をお伺いしたいと存じます。

はございませんで、たゞいま御指摘になりましたよう、つとにこの問題につきましては調査、審議を進め、その準備はしております。たゞこれをすぐとりあげてやるかどうかについて、未だ決定をしていないという程度に御諒承を願いたいのであります。失業保険に當らせる制度でありますから、望ましいことはお話の通りであります。ただこれにつきましてはいろいろ財政上の問題等もございまして、相當考慮を要する問題でありまするので、目下検討をしておるといふに御諒承下さい。

○小川(半)委員 次に第九十二條に關連しまして、労働協約の問題についてお伺いしたいと存じます。先にも申し述べましたごとく、今日の労働者は悪性インフレの影響を受けて定時間勤務をするのであります。労働者のがれども、それはどうかお伺いしたいと思います。

○吉武政府委員 たゞいま御質問でございますが、本法に抵觸しない限り有效でございます。その點多少拘り下さるが、それ以上はございません。就業時間はつづいてお答えを申し上げたいと思いまして、第三十六條におきまして使用者は

はございませんで、たゞいま御指摘になりましたよう、つとにこの問題につきましては調査、審議を進め、その準備はしております。たゞこれをすぐとりあげてやるかどうかについて、未だ決定をしていないという程度に御諒承を願いたいのであります。失業保険に當らせる制度でありますから、望ましいことはお話の通りであります。ただこれにつきましてはいろいろ財政上の問題等もございまして、相當考慮を要する問題でありますので、目下検討をしておるといふに御諒承下さい。

○小川(半)委員 次に第九十二條に關連しまして、労働協約の問題についてお伺いしたいと存じます。先にも申し述べましたごとく、今日の労働者は悪性インフレの影響を受けて定時間勤務をするのであります。労働者のがれども、それはどうかお伺いしたいと思います。

○吉武政府委員 次に第九十二條に關連しまして、労働協約の問題についてお伺いしたいと存じます。先にも申し述べましたごとく、今日の労働者は悪性インフレの影響を受けて定時間勤務をするのであります。労働者のがれども、それはどうかお伺いしたいと思います。

○小川(半)委員 次に第九十二條に關連しまして、労働協約の問題についてお伺いしたいと存じます。先にも申し述べましたごとく、今日の労働者は悪性インフレの影響を受けて定時間勤務をするのであります。労働者のがれども、それはどうかお伺いしたいと思います。

○吉武政府委員 たゞいま御質問でござりますが、本法に抵觸しない限り有效でございます。その點多少拘り下さるが、それ以上はございません。就業時間はつづいてお答えを申し上げたいと思いまして、第三十六條におきまして使用者は

はございませんで、たゞいま御指摘になりましたよう、つとにこの問題につきましては調査、審議を進め、その準備はしております。たゞこれをすぐとりあげてやるかどうかについて、未だ決定をしていないという程度に御諒承を願いたいのであります。失業保険に當らせる制度でありますから、望ましいことはお話の通りであります。ただこれにつきましてはいろいろ財政上の問題等もございまして、相當考慮を要する問題でありますので、目下検討をしておるといふに御諒承下さい。

○小川(半)委員 次に第九十二條に關連しまして、労働協約の問題についてお伺いしたいと存じます。先にも申し述べましたごとく、今日の労働者は悪性インフレの影響を受けて定時間勤務をするのであります。労働者のがれども、それはどうかお伺いしたいと思います。

○吉武政府委員 たゞいま御質問でござりますが、本法に抵觸しない限り有效でございます。その點多少拘り下さるが、それ以上はございません。就業時間はつづいてお答えを申し上げたいと思いまして、第三十六條におきまして使用者は

はございませんで、たゞいま御指摘になりましたよう、つとにこの問題につきましては調査、審議を進め、その準備はしております。たゞこれをすぐとりあげてやるかどうかについて、未だ決定をしていないという程度に御諒承を願いたいのであります。失業保険に當らせる制度でありますから、望ましいことはお話の通りであります。ただこれにつきましてはいろいろ財政上の問題等もございまして、相當考慮を要する問題でありますので、目下検討をしておるといふに御諒承下さい。

○吉武政府委員 たゞいま御質問でござりますが、普通の業態につきましては、協約によつて延長の許されるものについては制限をしておりません。たゞしかし三十六條の末尾にもありますように、坑内労働でありますとかその他の危険有害な業務につきましては、

○吉武政府委員 たゞいま御質問でござりますが、普通の業態につきましては、協約によつて延長の許されるものについては制限をしておりません。たゞしかし三十六條の末尾にもありますように、坑内労働でありますとかその他の危険有害な業務につきましては、